

第5期 大網白里市障がい福祉計画

第1期 大網白里市障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)



平成30年3月

大網白里市

はじめに

平成28年6月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と児童福祉法が改正されました。

この改正は、障がいのある方が、いつまでも自分が住み慣れた地域で安心した日常生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援を充実させるとともに、昨今、ニーズが多様化している障がい児の福祉については、現在、実施している支援を拡充し、サービスの質の確保と向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨としています。

本計画は、これらの法改正の趣旨を踏まえ、障がい福祉サービス等の見込量と、その確保のための方策等について定めたものです。

障がいのあるなしを問わず、すべての人にとって、「住みたい・住み続けたいまち」を推進するために、本計画に掲げている各目標が達成されるよう市民の皆さまのより一層のご理解と福祉に携わる方々のご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました大網白里市障害者計画等策定懇談会委員の皆さま、ご協力を賜りました関係団体の方々、そして貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに、心からお礼を申し上げます。



大網白里市長 金坂昌典

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	基本的理念	2
4	計画期間	3
5	計画の進捗管理	4
第2章	障がい者を取りまく現状	5
1	人口構造の推移	5
2	障がい者の状況	5
第3章	成果目標	9
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3	地域生活支援拠点等の整備	10
4	福祉施設から一般就労への移行等	11
5	障がい児支援の提供体制の整備等	12
第4章	障がい福祉サービス等の実績及び見込量	13
1	障がい福祉サービス	13
2	障がい児支援	19
3	地域生活支援事業	22
4	地域生活支援促進事業	31
5	その他の事業	31
資料編		
1	計画策定の経緯	33
2	大網白里市障害者計画等策定懇談会設置要綱	34
3	大網白里市障害者計画等策定懇談会委員名簿	35

※「障がい者」の表記について

本計画の上位計画である「大網白里市障がい者計画」(平成26年3月策定)を策定する際に、「障がい者」という表記に統一することとしたことを踏まえ、本計画においても両計画間の整合性を図る必要があることから、同様の表記とします。

なお、「障害者総合支援法」等の法令名や、「障害者手帳」等の固有名詞については、別の表記にすることによる誤解や混乱を避けるため、そのままの表記とします。

※「障がい児」、「障がい者」及び「障がい者等」について

「障がい児」は、18歳未満の、「障がい者」は、18歳以上の障がいがある者を表し、「障がい者等」は、その両方を表します。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布(平成30年4月施行)され、その法律において、『障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うこと。』また、『障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと。』について、定められました。

この改正法や社会保障審議会(障害者部会)での議論等を経て、市町村が、平成30年度から平成32年度までの障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成するために、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」が示されました。

これらのことを踏まえ、このたび、第5期大網白里市障がい福祉計画(以下「第5期障がい福祉計画」という。)及び第1期大網白里市障がい児福祉計画(以下「第1期障がい児福祉計画」という。)を策定することといたしました。

なお、第1期障がい児福祉計画について、これまで、障がい児支援の見込量等を障がい福祉計画の中で示してきたことを踏まえ、第5期障がい福祉計画との一体的な計画として策定いたしました。

2 計画の位置づけ

各計画の位置づけについては、以下のとおりです。

(1) 第5期障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び基本指針に基づき策定するものです。

(2) 第1期障がい児福祉計画

児童福祉法及び基本指針に基づき策定するものです。

3 基本的理念

本計画では、基本指針を踏まえ、次に掲げる点に配慮していきます。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、①身体障がい者、②知的障がい者及び③精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。)並びに④難病患者等であって18歳以上の者並びに⑤障がい児とし、全体としてサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者や、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、必要な情報提供を行う等の取り組みにより、障がい福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の

課題に適切に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった自立の度合いをより助長するために必要なサービス提供体制を整えます。

また、障がい者等の高齢化や重度化、介護者の高齢化等による負担の増加を見据え、地域生活支援の拠点等の整備を進めることにより、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が、「支え手」と「受け手」という者に分かれるのではなく、いろいろな立場の方が、それぞれのできることから主体的に参画し、自分の住む地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる環境が整備された地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- ・ 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ・ 地域の実情に応じた制度や分野の枠を超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ・ 専門的な支援を要する障がい等(人工呼吸器を装着している者、日常生活を営むために医療を要する状態にある者等)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障がい児の健やかな育成を図るための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の状態に合わせて最善の利益に配慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、ライフステージに応じて、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携を進めます。

障がい児が、地域の保育、教育等の適切な支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

4 計画期間

この計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

5 計画の進捗管理

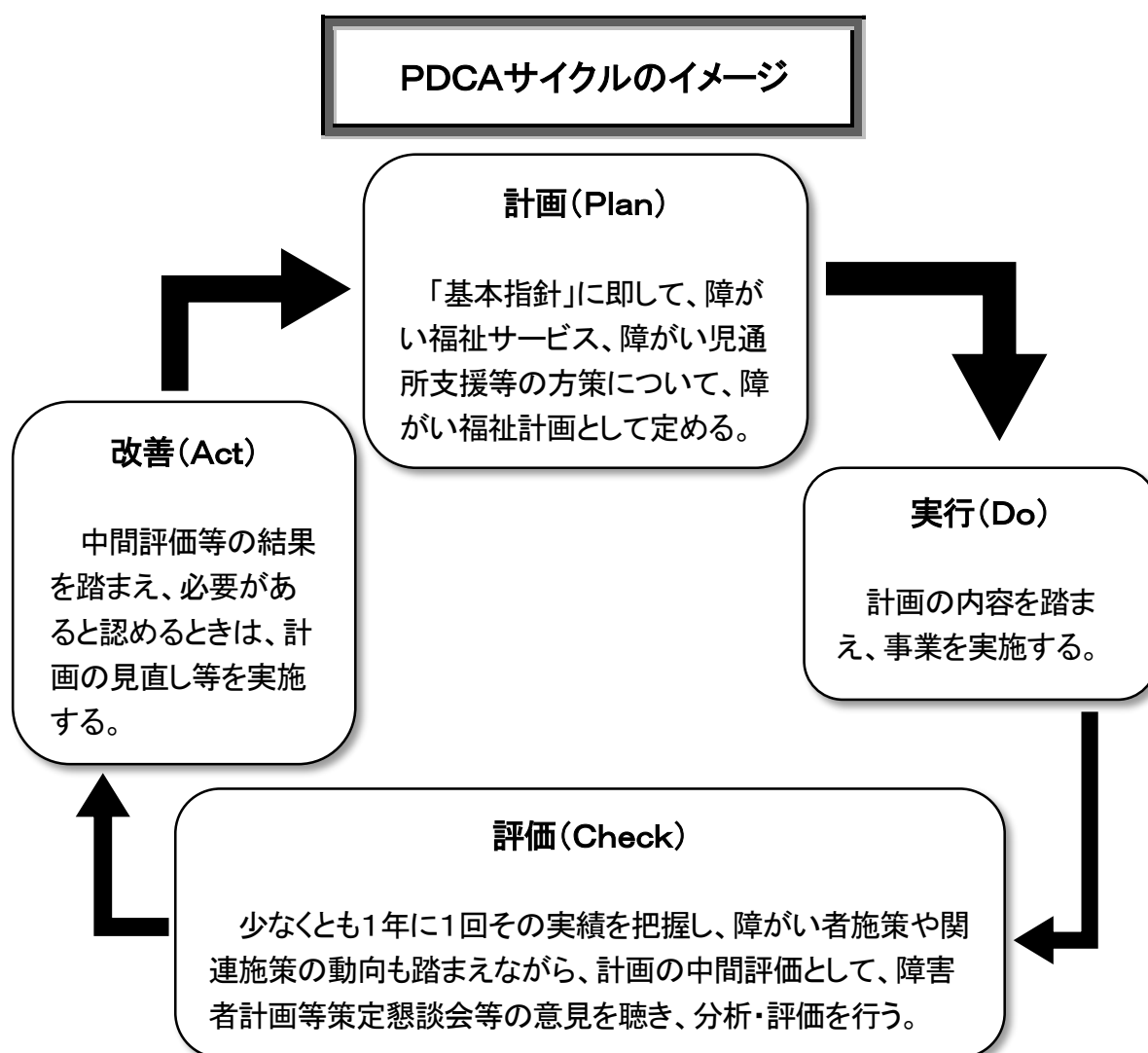
(1) PDCAサイクルの活用

この計画を着実に推進するために、計画の進捗状況について、定期的に評価を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行うなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら、積極的に取り組んでいきます。

(2) PDCAサイクルの必要性

この計画は、障がいのある方等に必要な障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、障がい者、障がい児、その家族、行政、関係機関等がそれぞれ目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価のうえ、課題がある場合には、随時対応していきます。



第2章 障がい者を取りまく現状

1 人口構造の推移

本市の人口構造の現状ですが、住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移は、以下のとおりです。

総人口及び年齢区分別の年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)が増加しています。

平成29年4月1日現在の高齢化率は、29.5%です。

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳	5,789	5,697	5,572
15～64歳	31,021	30,352	29,739
65歳以上	13,764	14,316	14,780
総数	50,574	50,365	50,091

※ 各年4月1日現在

※ 資料:市民課(住民基本台帳)

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

平成29年3月31日現在の身体障害者手帳の所持者数は、1,548人となっています。

年齢別では、18歳未満が35人、18歳から39歳までが78人、40歳から64歳までが363人、65歳以上が1,072人で、障がい種別では、視覚障がい者が90人、聴覚・平衡機能障がい者が95人、音声・言語・そしゃく機能障がい者が24人、肢体不自由が819人、内部障がい者が520人となっています。

また、等級別では、1級が474人、2級が284人、3級が264人、4級が366人、5級が90人、6級が70人となっています。



◆年齢別身体障がい者の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年
0～17歳	32	32	35
18～39歳	81	85	78
40～64歳	423	450	363
65歳以上	846	883	1,072
総 数	1,382	1,450	1,548

※ 各年3月31日現在

※ 資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

◆障がい種別身体障がい者の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障がい	88	89	90
聴覚・平衡機能障がい	92	93	95
音声・言語・そしゃく 機能障がい	23	24	24
肢体不自由	732	763	819
内部障がい	447	481	520
総 数	1,382	1,450	1,548

※ 各年3月31日現在

※ 資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

◆等級別身体障がい者の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年
1級	417	452	474
2級	258	264	284
3級	245	254	264
4級	334	351	366
5級	65	65	90
6級	63	64	70
総 数	1,382	1,450	1,548

※ 各年3月31日現在

※ 資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

(2) 知的障がい者の状況

平成29年3月31日現在の療育手帳の所持者数は、379人となっています。
年齢別では、18歳未満が90人、18歳以上が289人となっています。
また、障がい程度別では、軽度が137人、中度が96人、重度が146人となっています。

◆年齢別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	96	113	90
18歳以上	227	253	289
総数	323	366	379

※ 各年3月31日現在

※ 資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

◆障がい程度別知的障がい者数の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年
軽度	113	133	137
中度	69	90	96
重度	141	143	146
総数	323	366	379

※ 各年3月31日現在

※ 資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

(3) 精神障がい者の状況

平成29年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、290人となっています。
また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、646人となっています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年
1級	31	42	50
2級	168	180	185
3級	49	52	55
総数	248	274	290

※ 各年3月31日現在

※ 資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

◆自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年
受給者数	577	599	646

※ 各年3月31日現在

※ 資料:社会福祉課



第3章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用することで、今後、グループホームや一般住宅等で生活すると見込まれる人数を推計し、平成32年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【参考 国の考え方】

- 平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行させること。
- ※ 本市では、地域の実情に応じた数値で、設定しています。
- 平成32年度末時点における福祉施設入所者を平成28年度末時点から2%以上削減すること。

【目標値】

項 目	数 値	備 考
地域生活移行者数の目標人数	1人	平成28年度末時点の入所者数 46人
入所者数の削減目標人数	1人	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域における精神保健、医療、福祉の一体的な取組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

このような考え方のもと、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。



3 地域生活支援拠点等の整備

現在、障がい程度の重度化や高齢化、また、介護者の高齢化等が進む中において、障がい者が安心安全に地域の中で自立して生活できるように、障がい者の相談、交流の場の拡充、障がい別の受け入れや対応、専門的な相談の支援など、相談支援を中心として、就学中、卒業後の生活、就職、親からの独立等、ライフステージに応じた、切れ目のない支援をする体制づくりが求められています。また、障がいのある人を支える家族等についても、それぞれ個別の課題を抱えていることが多く、「支援者への支援」の重要性も高まっています。

こうしたことから、障がい者の地域における生活支援を推進するため、地域生活支援拠点の整備をしていくことが必要です。

本市では、自立支援協議会等の場を活用しながら、障がいのある人のニーズや既存サービス提供施設の整備状況を検討した上で、市内の障がい者支援施設を中心として、グループホーム等の居住支援機能やコーディネート、ショートステイ等の地域支援機能等、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、総合的な相談支援機能を統合した地域生活支援拠点の整備を推進します。

さらに、居住を支援する機能及び地域を支援する機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障がい者の地域生活を支援するネットワークを構築することで、障がい者の多様性に柔軟に対応できる体制の整備を目指します。

なお、本市は、自立支援協議会を山武郡市市町の圏域で設置していることから、圏域での整備も視野に検討していきます。



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度末までに一般就労に移行する人数の目標を設定します。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

【参考 国の考え方】

- 平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすること。
- 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加させること。
- 就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすること。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすること。

【目標値】

項 目	数 値	備 考
平成32年度における年間一般就労移行者数	2人	平成28年度実績 1人
就労移行支援事業の利用者数	44人	平成28年度末時点の利用者数 36人
就労移行率3割以上である就労移行支援事業所数	2か所	平成28年度末時点で市内就労移行支援事業所 3か所(うち、就労移行率3割以上の事業所 0か所)
各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%	



5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策としては、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等について、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めます。

【目標】

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを設置すること。
- 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保すること。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置すること。



第4章 障がい福祉サービス等の実績及び見込量

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービスの概要

ア 居宅介護

居宅において、障がい者等に、入浴等の介護や調理等の家事の援助等を行います。

イ 重度訪問介護

居宅において、重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

ウ 同行援護

重度の視覚障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動に必要な支援を行います。

エ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等に、居宅内や外出時における危険を回避するために必要な支援を行います。

オ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態等の常時介護を要する障がい者等に、居宅介護等の複数のサービスを組み合わせて包括的な支援を行います。



② 訪問系サービスの実績及び見込量

<実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
居宅介護	実人/月	39	52	47	58	56	64
	時間/月	546	669	627	683	721	697
重度訪問介護	実人/月	5	4	6	4	7	5
	時間/月	385	393	405	537	425	587
同行援護	実人/月	6	6	6	6	7	7
	時間/月	123	127	129	108	155	138
行動援護	実人/月	4	3	6	2	8	3
	時間/月	37	11	57	14	77	16
重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

<見込量>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	実人/月	70	76	82
	時間/月	711	725	739
重度訪問介護	実人/月	5	6	6
	時間/月	612	637	662
同行援護	実人/月	7	8	8
	時間/月	148	158	168
行動援護	実人/月	3	4	4
	時間/月	18	20	22
重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

③ 見込量確保のための方策

福祉施設入所者の地域生活への移行が進むなかで、訪問系サービスは更なる需要の増加が見込まれます。

今後も現在ある事業所に継続して事業を展開してもらうことで、サービス提供体制の確保を図るとともに、新規事業者の参入を促します。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービスの概要

ア 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

イ 自立訓練(機能訓練)

身体障がい者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

ウ 自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

エ 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

オ 就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な障がい者に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

カ 就労継続支援(B型)

企業等に就労することが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、一定期間、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整等の支援を行います。

* 平成30年度から新たに実施するサービスです。

ク 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。

ケ 短期入所(ショートステイ)

居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、施設で短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

② 日中活動系サービスの実績及び見込量

<実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
生活介護	実人/月	82	95	85	95	88	98
	延人日/月	1,565	3,334	1,637	3,979	1,712	4,042
自立訓練(機能訓練)	実人/月	2	3	2	2	2	3
	延人日/月	46	22	46	22	46	22
自立訓練(生活訓練)	実人/月	10	8	10	4	10	5
	延人日/月	90	81	90	37	90	68
就労移行支援	実人/月	29	46	33	36	37	38
	延人日/月	522	427	594	331	666	355
就労継続支援(A型)	実人/月	0	5	1	12	1	13
	延人日/月	0	28	20	159	20	165
就労継続支援(B型)	実人/月	60	70	63	84	67	90
	延人日/月	1,056	960	1,161	1,138	1,276	1,219
療養介護	実人/月	3	4	3	5	3	4
短期入所	実人/月	20	36	21	36	24	42
	延人日/月	161	100	169	184	193	200

<見込量>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	実人/月	98	100	100
	延人日/月	4,104	4,141	4,187
自立訓練(機能訓練)	実人/月	3	3	3
	延人日/月	22	22	22
自立訓練(生活訓練)	実人/月	5	5	5
	延人日/月	79	90	101
就労移行支援	実人/月	40	42	44
	延人日/月	379	403	427
就労継続支援(A型)	実人/月	13	14	14
	延人日/月	172	178	184
就労継続支援(B型)	実人/月	96	102	108
	延人日/月	1,300	1,381	1,462
就労定着支援	実人/月	1	1	1
療養介護	実人/月	4	4	4
短期入所	実人/月	46	51	55
	延人日/月	215	231	246

③ 見込量確保のための方策

福祉施設入所者の地域生活への移行が進むなかで、移行後の居場所として日中活動の更なる充実が必要です。

今後も日中活動系サービス事業所、相談支援事業所等と連絡を密にし、通所希望に対応していきます。

また、就労支援については、就労支援事業所や関係機関、団体等と連携し、利用者が希望する就労の実現を目指します。

(3) 居住系サービス

① 居住系サービスの概要

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間に渡り、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。

* 平成30年度から新たに実施するサービスです。

イ 共同生活援助(グループホーム)

単身での生活が困難な障がい者に、共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、相談その他の日常生活上の援助を行います。

ウ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

② 居住系サービスの実績及び見込量

<実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
共同生活援助	実人/月	44	43	49	45	53	47
施設入所支援	実人/月	45	47	45	46	44	46

<見込量>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	実人/月	1	1	1
共同生活援助	実人/月	49	51	52
施設入所支援	実人/月	46	46	45

③ 見込量確保のための方策

グループホームは、障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であることから、見込量の確保のため、市内や近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。

また、福祉施設入所者の地域生活への移行に当たっては、高齢化や障がいの重度化等の個別の状況を踏まえ、調整を図ります。

(4) 計画相談支援等

① 計画相談支援等の概要

ア 計画相談支援

障がい者等の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に、サービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

イ 地域移行支援

入所施設等に入所している障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

ウ 地域定着支援

居宅において、単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

② 計画相談支援等の実績及び見込量

<実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
計画相談支援	人/年	207	210	223	236	240	277
地域移行支援	人/年	3	0	4	1	6	2
地域定着支援	人/年	5	5	6	4	7	5

<見込量>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/年	318	338	358
地域移行支援	人/年	2	3	3
地域定着支援	人/年	5	6	6

③ 見込量確保のための方策

指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者と連携し、相談支援体制の拡充を図ります。

2 障がい児支援

(1) 児童発達支援

① 児童発達支援の概要

就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

② 児童発達支援の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
実人/月	5	12	5	12	5	13
延人日/月	27	40	27	72	27	80

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実人/月	13	14	14
延人日/月	85	90	95

③ 見込量確保のための方策

市内や近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図りながら、障がい児とその保護者(家族)のニーズに応じた見込量の確保に努めます。

(2) 医療型児童発達支援

① 医療型児童発達支援の概要

上肢、下肢又は体幹機能の障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

② 医療型児童発達支援の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
実人/月	1	2	2	2	2	3
延人日/月	5	7	10	4	10	5

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実人／月	3	3	3
延人日／月	5	6	6

③ 見込量確保のための方策

本市には、医療型児童発達支援を実施する事業所がないため、近隣市にある事業所と連携を図りながら、見込量の確保に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

① 放課後等デイサービスの概要

就学している障がい児に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に必要な支援を行います。

② 放課後等デイサービスの実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
実人／月	21	34	24	58	27	74
延人日／月	236	170	283	317	339	404

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実人／月	85	92	97
延人日／月	464	502	529

③ 見込量確保のための方策

年々、障がい児の療育的支援のニーズが高まってきていることから、市内や近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込量の確保に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

① 保育所等訪問支援の概要

保育所等に通う障がい児に対して、保育所等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

② 保育所等訪問支援の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
実人／月	0	0	0	0	0	0
延人日／月	0	0	0	0	0	0

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実人／月	0	0	1
延人日／月	0	0	10

③ 見込量確保のための方策

保育所等訪問支援につきましては、現在、利用実績もなく、利用希望者等もおりません。

しかしながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図るため、新規事業所等の参入を促し、見込量の確保に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

① 居宅訪問型児童発達支援の概要

重度の障がいにより外出が著しく困難なため、障害児通所支援を利用できない障がい児の自宅を訪問して、発達支援を行います。

* 平成30年度から新たに実施するサービスです。

② 居宅訪問型児童発達支援の見込量

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実人／月	0	0	1
延人日／月	0	0	10

③ 見込量確保のための方策

事業の実施に当たり、既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、見込量の確保に努めます。

(6) 障がい児相談支援

① 障がい児相談支援の概要

障害児通所支援を利用する際に、サービス利用を通じて本人や家族の希望する生活を実現するための障害児支援利用計画案を作成し、定期的にモニタリングを行います。

② 障がい児相談支援の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
実人/月	6	23	8	42	9	63

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実人/月	81	87	91

③ 見込量確保のための方策

障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって、関係機関をつなぐ中心となるよう、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

3 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 理解促進研究・啓発事業の概要

障がい者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

② 理解促進研究・啓発事業の実績及び見込量

<実績>

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施

＜見込量＞

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施	実施	実施

③ 見込量確保のための方策

障がいに対する理解を深めるため、啓発活動等の推進を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

① 自発的活動支援事業の概要

障がい者等やその家族、地域住民等が地域において、自発的に行う活動を支援します。

② 自発的活動支援事業の実績及び見込量

＜実績＞

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施

＜見込量＞

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施	実施	実施

③ 見込量確保のための方策

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行っている活動を把握し、適切な支援に努めます。

(3) 相談支援事業

① 相談支援事業の概要

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

なお、本市では、民間の事業所に委託して事業を実施しています。

② 相談支援事業の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
事業所数 (か所)	1	1	1	1	1	1

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業所数 (か所)	1	1	1

③ 見込量確保のための方策

山武圏域自立支援協議会と連携し、相談支援体制の強化に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 成年後見制度利用支援事業の概要

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
人/年	1	1	2	2	2	2

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人/年	2	3	3

③ 見込量確保のための方策

成年後見制度に関する普及啓発活動等を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 成年後見制度法人後見支援事業の概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

② 成年後見制度法人後見支援事業の実績及び見込量

<実績>

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施

<見込量>

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
未実施	未実施	実施

③ 見込量確保のための方策

成年後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

① 意思疎通支援事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

② 意思疎通支援事業の実績及び見込量

<実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
手話通訳者派遣事業	件/年	171	205	176	194	181	180
要約筆記者派遣事業	件/年	12	1	12	1	12	1
手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1	1	1	1

<見込量>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	件/年	180	180	180
要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1

③ 見込量確保のための方策

聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や手話通訳者設置事業の利用の促進を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

① 日常生活用具給付等事業の概要

障がい者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

② 日常生活用具給付等事業の実績及び見込量

<実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
介護・訓練支援用具	件/年	4	3	4	2	4	1
自立生活支援用具	件/年	10	8	10	13	10	8
在宅療養等支援用具	件/年	6	9	6	12	6	16
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	3	6	0	6	14
排泄管理支援用具	件/年	1,078	831	1,228	925	1,399	994
居宅生活動作補助用具	件/年	4	3	4	0	4	1

<見込量>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	9	9	9
在宅療養等支援用具	件/年	18	20	22
情報・意思疎通支援用具	件/年	16	18	20
排泄管理支援用具	件/年	1,043	1,095	1,149
居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	2

③ 見込量確保のための方策

日常生活用具の給付については、広報紙やホームページ等を通じて事業の周知を図り、障がいの状況に合わせた用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① 手話奉仕員養成研修事業の概要

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

なお、本市においては、山武郡市広域行政組合を実施主体として、平成27年度から山武郡市の共同事業として実施しています。

② 手話奉仕員養成研修事業の実績及び見込量

<実績>

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施	実施	実施	実施	実施	実施

<見込量>

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施	実施	実施

③ 見込量確保のための方策

手話奉仕員の育成を通じて、聴覚障がい者等の生活や関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する市民を増やし、聴覚障がい者等との交流を促進します。

(9) 移動支援事業

① 移動支援事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等での社会参加のための外出の際の移動を支援します。

② 移動支援事業の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
人／年	30	17	32	17	34	12
時間／年	445	638	475	705	505	600

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人／年	15	15	15
時間／年	647	659	672

③ 見込量確保のための方策

障がい者等の外出等社会参加を促進するため、障がいの状況に合わせた移動支援を提供します。

なお、訪問系サービスに位置づけられた同行援護等と調整を図りながら、適正かつ有効な利用を図ります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

① 地域活動支援センター機能強化事業の概要

障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を供与したり、また、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。

なお、本市では、民間の事業所に委託して事業を実施しています。

② 地域活動支援センター機能強化事業の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
事業所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
人／年	100	31	110	43	121	50

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業所数 (か所)	1	1	1
人／年	50	61	67

③ 見込量確保のための方策

障がい者等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するため、委託先の事業所と連携し、日常生活支援等の体制強化に努めます。

(11) 訪問入浴サービス事業

① 訪問入浴サービス事業の概要

地域における身体障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供を行います。

② 訪問入浴サービス事業の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
人/年	6	5	7	5	8	2

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人/年	2	2	2

③ 見込量確保のための方策

利用者数は、減少傾向にあるため、平成29年度の実績値をもとに、引き続き、適切なサービスの提供に努めます。

(12) 日中一時支援事業

① 日中一時支援事業の概要

障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援サービスを提供することにより、その家族や介護者の一時的休息のための支援等を行います。

② 日中一時支援事業の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
事業所数 (か所)	17	10	18	10	19	12
人/年	38	25	40	36	42	40

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業所数 (か所)	12	13	13
人／年	42	44	46

③ 見込量確保のための方策

福祉施設入所者の地域生活への移行が進む中で、日中における活動の場は、障がい者にとって重要であり、家族や介護者の一時的休息のためにも必要な事業であることから、引き続き事業所等と連携し、適切な事業の提供に努めます。

(13) 知的障がい者職親委託事業

① 知的障がい者職親委託事業の概要

知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導、技能習得訓練等を行います。

② 知的障がい者職親委託事業の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
事業所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
人／年	1	1	2	1	2	1

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業所数 (か所)	1	1	1
人／年	1	1	1

③ 見込量確保のための方策

現在、利用者は、1名ですが、引き続き、事業所等と連携し、知的障がい者の自立更生を図ります。

4 地域生活支援促進事業

(1) 障がい者虐待防止対策支援事業

① 障がい者虐待防止対策支援事業の概要

虐待を受けた障がい者について、生命・身体に重大な危険があると認められる場合に、緊急的に避難させるための居室を確保し、その後の適切な支援を行います。

なお、本市では、民間の事業所に委託して事業を実施しています。

② 障がい者虐待防止対策支援事業の実績及び見込量

<実績>

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施	実施	実施	実施	実施	実施

<見込量>

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施	実施	実施

③ 見込量確保のための方策

今後も、虐待を受けた障がい者のための緊急避難先として、居室の確保に努めます。

5 その他の事業

(1) 障がい者自動車運転免許取得・障がい者用自動車改造費助成事業

① 障がい者自動車運転免許取得・障がい者用自動車改造費助成事業助成事業の概要

障がい者に対し、自動車運転免許の取得、あるいは、身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成し、就労等の社会活動への参加を促進します。

② 障がい者自動車運転免許取得・障がい者用自動車改造費助成事業の実績及び見込量

<実績>

単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
人／年	3	1	3	1	3	1

<見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人／年	1	1	1

③ 見込量確保のための方策

今後も、障がい者の社会活動の促進のため、自動車が必要な障がい者の支援に努めます。



資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成29年10月30日	第1回大網白里市障害者計画等策定懇談会 (1) 第5期大網白里市障がい福祉計画の考え方について (2) 第4期大網白里市障がい福祉計画の事業評価について (3) 関係団体等へのヒアリングについて ① ヒアリングの実施団体について ② ヒアリングの内容について (4) 今後のスケジュールについて
平成30年1月29日	第2回大網白里市障害者計画等策定懇談会 (1) 関係団体等のヒアリング結果に基づく計画等への反映について (2) 第5期大網白里市障がい福祉計画・第1期大網白里市障がい児福祉計画(素案)について (3) その他
平成30年2月16日 ～3月2日	パブリックコメントの実施
平成30年3月23日	第3回大網白里市障害者計画等策定懇談会 (1) 第5期大網白里市障がい福祉計画・第1期大網白里市障がい児福祉計画案の最終検討について (2) その他

2 大網白里市障害者計画等策定懇談会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による大網白里市障害者計画又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による大網白里市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するに当たり、市、関係機関、地域住民等が協力して、互いに意見の交換を図ることにより、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の社会活動等への参加を促進することを目的とする。

(懇談会)

第2条 前条の目的を達成するため、大網白里市障害者計画等策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

2 懇談会は、障害者計画等の作成に係る障害者のための施策に関し、意見を交換する。

3 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 障害者及び障害者関係団体に所属する者
- (4) 福祉関係機関に所属する者
- (5) 医療関係機関に所属する者

4 懇談会の委員の任期は、障害者計画等が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に係る課等の職員の出席を求め、障害者のための施策についての説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 大網白里市障害者計画等策定懇談会委員名簿

委員名	役職名等
石田 路子	学校法人 城西大学 城西国際大学 福祉総合学部副学部長
黒木 直司	地域住民代表
齋藤 勝	地域住民代表
佐野 純子	長生・山武自閉症協会 事務局長
一ノ宮 博子	山武郡市精神障害者家族会 のぞみ会 会長
鈴木 彥み	山武郡市手をつなぐ親の会連絡協議会 会長
葛岡 広子	山武郡市聴覚障害者協会 会計
猪川 正夫	大網白里市身体障害者福祉会 会長
高木 由佳	社会福祉法人 ワーナーホーム 障害者就業・生活支援センター 山武ブリオ 施設長
柳原 保	社会福祉法人 翡翠会 山武みどり学園 施設長
小野 智子	NPO法人 コスモス 支援員
岩間 和枝	NPO法人 福祉アシストワーク協会 サービス管理責任者
高橋 正己	NPO法人 ジョブファーム 代表
魚地 浩史	株式会社 和光 相談支援専門員
高原 美夫	一般社団法人 紫宝会 施設長
齋藤 英樹	コーエキ合同会社 おもちゃ箱おおあみ 児童指導員
小川 和亮	株式会社 ベストグロー 代表取締役
行川 美穂	千葉県立大網白里特別支援学校 特別支援教育コーディネーター
鶴岡 正明	医療法人社団 昌健会 居宅介護支援事業所 おおあみの里 管理者

	<p>(国際シンボルマーク)</p> <p>障がいのある方々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。個人の車に表示することは、本来の主旨とは異なり、障がいのある方が、乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示となり、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。</p>
	<p>(盲人のための国際シンボルマーク)</p> <p>視覚障がいのある方の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などに付けられている世界共通のマークです。</p>
	<p>(身体障害者標識)</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	<p>(聴覚障害者標識)</p> <p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	<p>(耳マーク)</p> <p>聴覚障がいのある方は、障がいそのものが分かりにくいために誤解をされたり、不利益なことになったり、危険にさらされるなど、社会生活の上で不安は数知れなくあります。このマークを提示された場合は、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。</p>
	<p>(ほじょ犬マーク)</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入口に張るマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいい、身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも自由に同伴できるようになっています。</p>
	<p>(オストメイトマーク)</p> <p>人工肛門・人口ぼうこうを備えている人(オストメイト)のための設備がトイレにあることを表しています。オストメイトに配慮されたトイレとは、排泄物の処理、ストーマ装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の洗浄、使用済み装具の廃棄などができる設備が備わったものとなります。</p>
	<p>(ハートプラスマーク)</p> <p>身体内部に障がいを持つ人を表しています。身体内部(心臓、腎臓、肺、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。</p>
	<p>(ヘルプマーク)</p> <p>義足や人口関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。</p>

第5期 大網白里市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

発行年月 平成30年3月
 発行 大網白里市
 編集 社会福祉課
 〒299-3292
 千葉県大網白里市大網115番地2
 TEL:0475-70-0330
 FAX:0475-72-8454
 E-mail: fukushi@city.oamishirasato.lg.jp